

海岸災害関連事業費 有明地区 漂着流木等処理工事 単価仕様

1 内 容

福岡県筑後農林事務所が管理する農地海岸において、洪水、台風等により漂着した流木及びゴミ等の処分に関する集積・分別・積込にかかる費用である。

2 適用海岸

三池海岸、大和海岸、昭代海岸。

3 堤防タイプ

正面堤防タイプ、河川堤防タイプ及び荒籠（アラコ）タイプ。

4 単価仕様

(1) 海岸漂着流木等処理費用

ア 単価有効期限

令和4年4月1日から令和5年3月31日以内及び期限内での改定まで

イ 作業内容及び条件等

- ① 海岸で漂着物を収集・集積する費用。
- ② 海岸で収集・集積した漂着物を仮置き場まで運搬する車両に積み込む費用。
- ③ 仮置き場で漂着物を分別する費用。
- ④ 仮置き場で分別した漂着物を処理場まで運搬する車両に積み込む費用。
- ⑤ その他条件
 - ・分別は、流木、木くず類（小枝、葦）、プラスチック類（プラスチック、ガラス、金属）に仕分ける。
なお、流木の収集や集積については、運搬できる長さに切断する費用を含む。
 - ・運搬費、処分費、諸経費及び消費税は、単価に含まない。
 - ・特記仕様書の測量・計測、写真管理業務は、諸経費に含む。
 - ・作業工期は概ね1箇月間（3回程度の大潮）とし、期間中は随時、撤去作業を実施する。（クレーン等の重機は原則、現場待機とする）